

(外交防衛委員会)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウ

ズベキスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号) (衆議院

送付) 要旨

この条約は、一九八六年(昭和六十一年)に効力を生じた現行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴェイエト社会主義共和国連邦政府との間の条約をウズベキスタンとの間で全面的に改正するものであり、二〇一九年(令和元年)十二月十九日に東京で署名されたものである。この条約は、前文、本文三十一箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合に
は、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。恒久的施設に帰せられる事業利得の課税対象は、本支店間の内部取引をより厳格に認識して計算する。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は

免税とすることを規定する。

四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。

五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決について規定する。

六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。

七、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。

八、この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定する。

九、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。